

※記載している内容以外にも要件等がありますので、申請予定の方は、必ず事前に
壱岐市役所政策企画課までお問い合わせください。

《壱岐市内で新婚生活を始める皆さまへ》

令和7年度結婚新生活支援補助金について

新たにご結婚された世帯の新生活支援のため
住居費等の一部を補助いたします

最大60万円 最大30万円

申請期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月10日(火)

※補助金交付にあたり審査を行うため、必ず補助を受けられるものではありません。
予算を超える申請があった時点で、受付を終了する場合があります。

補助対象

新婚世帯が市内で住宅を購入、賃借、改修するための費用及び引越し費用

※住宅購入費、賃料、敷金、礼金、共益費および引越し費用

※引越し費用は、引越し業者または運送業者へ支払った費用

対象世帯 対象となる世帯は、次の条件をすべて満たす世帯です。

最大60万円

- 1. 夫婦の年齢の高い方が29歳以下である

最大30万円

- 1. 夫婦の年齢の高い方が39歳以下である

- 2. 令和7年1月1日から令和8年3月10日までに婚姻届を提出した世帯であること。
- 3. 夫婦の令和6年の所得を合計した金額が500万円未満であること。
※所得は原則として、前年のものであるとする。（裏面モデルケースをご覧ください）
※貸与型奨学金返済中の方は、その奨学金の返済額を所得の合計から差し引くことができる。（差し引きできる金額は申請日より遡って1年分とする。）
- 4. 婚姻届を提出してから1年経っていないこと。
- 5. 事業実施期間内に住宅を取得、又は賃借した壱岐市内の住宅に現に居住し、その居住先が住民票に記載されており、引き続き本市に居住する意思があること。
- 6. 生活保護による住宅扶助、その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- 7. 夫婦ともに市税の滞納がないこと。
- 8. 賃貸住宅に係る家賃を滞納していないこと。
- 9. 夫婦のいずれもが暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。
- 10. 夫婦の双方または一方が婚姻日から遡って1年以上壱岐市に在住していること。
- 11. 住宅取得もしくは引越しに関連する費用について、ほかの補助金等の交付を受けていないこと。
- 12. 夫婦のいずれもが、過去に本補助金を受給していないこと。
- 13. 本事業の趣旨をよく理解し、長崎県及び壱岐市が求めるセミナー等を受講し、補助金受給後も長崎県及び壱岐市に受給者の連絡先等を周知・広報・アンケートなどの事業活用に同意し誓約すること。

提出書類

- 1. 補助金交付申請書
- 2. 誓約書
- 3. 住民票の写し（夫婦2人分）
- 4. 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（夫婦2人分）
※本市に本籍地がある場合は、本庁または各支所で取得できます。
※本籍地が本市以外の場合は、本籍地の戸籍担当課へお問い合わせください。
※外国人の方は、婚姻届の受理証明書等を提出してください。
- 5. “令和6年の所得”が分かる証明書（所得証明書、源泉徴収票等）（夫婦2人分）
- 6. “令和6年度の市税等の未納”がない証明書（夫婦2人分）
※市外に居住していた場合、前居住地の税務担当課へお問い合わせください。
- 7. 住居費に関する契約書のコピー（売買契約書、請負契約書、賃貸借契約書）
- 8. 住居費を支払ったことが分かる書類（領収書、通帳等のコピー）
- 9. 引越費用を支払ったことが分かる書類（領収書、通帳等のコピー）
- 10. 住宅手当支給証明書
- 11. 無職・無収入申立書兼誓約書（申請時点で無職の場合に添付）
- 12. 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（該当する場合のみ添付）
- 13. 補助金等交付請求書（日付記入不要）



モデルケース

夫	収入額550万円	所得額396万円	⇒	合計所得396万円 申請可能！
妻	収入額 なし	所得額 なし		

夫	収入額300万円	所得額202万円	⇒	合計所得257万円 申請可能！
妻	収入額160万円	所得額 55万円		

夫	収入額500万円	所得額356万円	⇒	合計所得523万円 申請不可
妻	収入額250万円	所得額167万円		

年間の奨学金返還額が24万円以上ある方は・・・
合計所得523万円－24万円＝499万円 → 申請可能！

夫	収入額450万円	所得額306万円	⇒	合計所得512万円 申請不可
妻	収入額320万円	所得額206万円		

ちょっとまって！

※正確な所得額は所得証明書でご確認ください。

<お問い合わせ>
壱岐市役所
政策企画課
地域創生・人口減少対策班
TEL：0920-48-1134